ともに助け、ともに生きる。

ぜんち共済株式会社

お問い合わせ、事故、入院のご連絡は

0120-322-150

平日10時～16時/土日・祝日・年末年始を除く

引受保険会社

ぜんち共済株式会社
関東財務局長（少額短期保険）第14号

〒102-0073　東京都千代田区九段北3-2-5九段北325ビル4階
TEL：03-6910-0850　FAX：03-6910-0851
URL：https://www.z-kyosai.com/

2023年12月作成　23T-002025

取扱代理店

東京海上日動の個人賠償責任補償付

ぜんちの あんしん保険

商品パンフレット

少額短期健康総合保険（無告知型）2019年創設

よりそう、ほけん。
家族とつながるぜんち

知的障害、発達障害、ダウン症、てんかん

のある方のための総合保険

2023年12月作成

目次

あんしん保険の３つの特長･思い ･････ 3

あんしん保険の3大保障
（入院･通院/個人賠償責任補償/権利擁護費用補償） ･････ 4

保障内容と保険料について ･････ 10

プランの選び方･お支払いできない事例 ･････ 12

保険金のご請求手続き ･････ 13

ご加入までの流れ ･････ 14

お客様の声･よくあるご質問 ･････ 16

ぜんち共済ってどんな会社？ ･････ 18

あんしん保険の３つの特長

障害のある方専門保険会社

障害のある方に **より添って20年。**
専門の保険会社ならではの障害者の特性を理解した保障と対応の良さが喜ばれています。

ご加入のお手続きがカンタン

お医者さんの診断書は不要､病歴等の **事前告知も必要ありません。**
持病があってもご加入できます。

持病があってもご加入できます。

※ご加入以前より発病していた病気、ご加入以前より発病していた病気と医学的に重要な因果関係がある場合は、入院保険金・死亡保険金のお支払いができません（詳細はP12をご覧ください）

リーズナブルな保険料

リーズナブルな保険料！
年齢･性別にかかわらず **一定した保険料** で充実した保障が受けられます。

あんしん保険の3大保障

1 入院(病気･ケガ)・通院(ケガ)をしたとき

入院(病気･ケガ)

最高**日額1万円**

1回の入院につき
30日または60日限度

プランの詳細はP10-P11をご参照ください

●入院の備えは大切です

保険金支払実績を見ると、2020年度「ぜんちのあんしん保険」は、約5億円の保険金をお支払いしました。入院保険金が占める割合は56％と最も多く、1件 当たり平均88,355円お支払いしました。

支払保険金の種目別割合

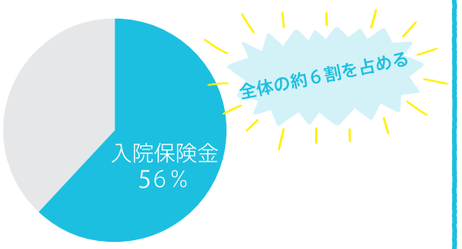

特定疾病入院も保障

(精神遅滞、発達障害、ダウン症、**てんかん**)

特定疾病(精神遅滞、発達障害、ダウン症、**てんかん**)で入院された場合には、ご加入以前より発症した場合でも特定疾病入院保険金をお支払いします。

通院(ケガ)

最高**日額3千円**

1回の事故につき
30日限度

実際の治療費にかかわらず、通院日数に応じて、保険金をお支払いします。

お支払事例

入院保険金(病気)

●10代男性 誤嚥性肺炎 入院21日 (新A-2プラン)

→

入院保険金	147,000円
入院一時金	10,000円

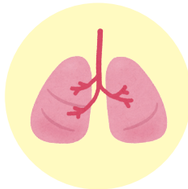

●40代女性 左乳癌 入院58日 (新B-2プラン)

→

入院保険金	464,000円
入院一時金	10,000円
手術保険金	40,000円

入院保険金(ケガ)

●40代男性 出勤中に自転車で転倒し、左大腿骨骨折 入院42日 通院28日 (新B-2プラン)

→

入院保険金	336,000円
入院一時金	10,000円
手術保険金	40,000円
通院保険金	84,000円

●10代男性 うどんを食べているときに、喉に詰まらせる 入院9日 (新A-1プラン)

→

入院保険金	45,000円
入院一時金	10,000円

特定疾病入院保険金

●20代女性 てんかん 特定疾病入院26日 (新A-1プラン)

→

入院保険金	78,000円
入院一時金	10,000円

通院保険金(ケガ)

●10代女性 調理実習で左手人差し指をやけど 通院4日 (新A-1プラン)

→

通院保険金	8,000円

当社統計データより

入院発生率

当社被保険者統計と一般統計の比較

入院発生率における比較
肺炎の場合

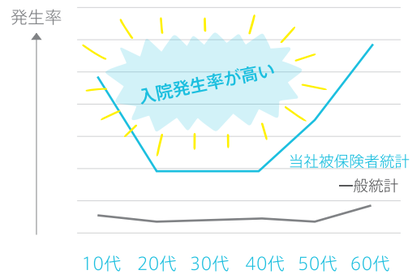

当社被保険者の入院発生率は、全年代を平均すると、一般統計に比べ、**肺炎は約10倍**高くなっています。

(一般統計データ：厚生労働省 平成29年度患者調査より)

実際に入院したら‥

どのくらい入院する？

当社給付データによると平均入院日数は約18日です。
病気によっては長期入院となるケースも

2 他人にケガをさせた、他人の物を破損したとき

「個人賠償責任保険金」

国内最高 **5億円**（国外:1億円）

引受保険会社 東京海上日動火災保険

個人賠償責任補償（東京海上日動の示談交渉サービス付き）

【総合生活保険（個人賠償責任補償）】

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの（受託品）※を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

もしも このような事が 起こって しまったら

●高額訴訟事例

平成25年7月　神戸地裁判決
自転車で62歳女性に正面衝突し意識不明の重体を負わせた小学生の母親に対し、9520万円の支払いを命じる判決

＋

示談交渉サービス付き

損害賠償事故は加害者･被害者がいるため、双方の感情が複雑に絡み、当事者同士で示談交渉するのは困難です。また、当事者同士の話し合いによる示談などは非常に労力がかかります。そんな時はおまかせください。東京海上日動が示談交渉を行い円満に解決します。

【示談交渉サービスとは】
万が一お客さまが、事故や過失などにより法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に、お客さまに代わって相手方･相手方保険会社と交渉を行うサービスです。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、東京海上日動の「重要事項説明書」P1をご確認ください。このページは東京海上日動の個人賠償責任補償の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、パンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お支払事例

学校での事故

●小学校低学年男児 施設体育館ステージ下の窓ガラスにぶつかって破損
→ 16,647円

●中学生男子 学校のパソコンに誤って水をこぼし破損
→ 85,190円

日常生活での事故

●20代男性 通勤途中のバス内にてパニックに陥り相手とぶつかり負傷させた
→ 640,571円

●20代男性 店内でパニックになり、商品を破損
→ 400,890円

自転車の事故

●60代男性 自転車走行中に歩行者にぶつかり、左ひざなどを骨折させた
→ 9,122,910円

施設での事故

●10代男性 施設送迎車でパニックに陥りフロントガラスとルームミラーを破損
→ 224,835円

●20代男性 施設のドア･壁等を破損
→ 529,740円

自転車保険について

全国的に自転車利用者等に対する自転車損害賠償保険等への加入を義務とする条例が各自治体にて施行されており、2020年4月からは、東京都や奈良県等にて自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられます。
ぜんち共済が提供する、**「ぜんちのあんしん保険」においては、個人賠償責任補償が付帯**されており、各自治体の条例にて求められる**自転車損害賠償保険に対応する保険**（個人賠償責任保険）となります。

NEW 就労プラン

職業従事中の事故対応費用補償 （総合生活保険(個人賠償責任補償)）

個人賠償責任補償では補償の対象外であった
「職業従事中 ※1に他人にケガをさせたとき、他人の物を壊したとき」も補償します。
（1事故につき10万円限度、自己負担額3,000円）
施設等の管理責任や個人の賠償責任の有無に関係なくお支払いします。

※1 職業または職務に従事している間もしくは職業訓練※2を受けている間
※2 障害者総合支援法に基づく就労移行支援および就労継続支援B型を含みます。

3 被害事故・トラブルに巻き込まれたとき（権利擁護費用保険金）

権利擁護費用保険金

弁護士委任費用 **100万円**

法律相談費用 **5万円** ＋ 接見費用 **1万円**

※いずれも実費を補償

権利擁護費用保険って？

障害のあるご本人が被害事故※に遭ってしまった場合、解決をするために弁護士に相談をする費用や、相談後、委任をするための費用です。

法律相談費用 平均14,682円	弁護士委任費用 平均214,632円

（2022年度支払実績）

※被害事故とは・・・

虐待 （身体的暴行、性的虐待、放棄・放置、心理的虐待、経済的虐待）	**雇用現場での差別** （雇用現場での差別、合理的配慮の不提供）	**逮捕・勾留** （警察に身体拘束されたとき）
消費者被害 （詐欺または不当な商法により商品を買わされてしまったときなど）	**もらい事故** （他人から受けた事故によるケガや病気）	**財物損壊** （所有物を壊されたときなど）

Q 権利擁護費用保険金の請求方法を教えてください。

A 当社にご連絡いただき、被害事故に該当する場合には、法律相談書をお送りします。
最寄りの弁護士（司法書士）に相談（法律相談費用は5万円までの実費）される際、法律相談書を持参してください。
ご相談後、法律相談書に弁護士の見解を記入してもらった後、当社にその他の書類とともにお送りください。
法律相談書の内容をもとに、弁護士委任費用（100万円までの実費）の対象になるかを審査します。

お支払事例

●10代男性 交通事故にあったが、相手の保険から補償が受けられない

→ 弁護士委任費用 653,067円

●20代女性 騙されて、複数の携帯電話の契約をさせられた

→ 弁護士委任費用 716,480円

●20代男性 勤務先でパワハラを受けた

→ 法律相談費用 15,000円
弁護士委任費用 326,390円

様々な権利侵害事案が生じています。

事故件数（態様別割合）

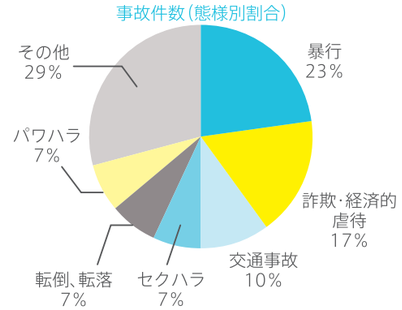

5人の顧問弁護士

※当社顧問弁護士以外の弁護士に、ご相談いただくことも可能です。

当社では、障害のある方の権利擁護に詳しい弁護士5名を顧問に迎えて、「虐待」や「消費者被害」など他人からのトラブルに巻き込まれたときは相談だけではなく、解決までしっかりサポートします。

佐藤 彰一（PAC法律事務所、國學院大學教授）
全国権利擁護支援ネットワーク代表を務め、成年後見や虐待防止など障害のある方の権利擁護関連の社会活動に広く関わっています。

村田 雅夫（村田・若槻法律事務所）
企業法務を中心として、病気や障害がある子どもの人権問題等の分野でもご活躍中です。

関哉 直人（関哉法律事務所）
後見選挙権訴訟弁護団事務局長として東京地裁「勝訴」に携わりました。

藤原 家康（藤原家康法律事務所）
障害 のある方の権利等の憲法や行政に関する問題に多く携わっています。

喜多 俊弘（東桜法律事務所）
少額短期保険業に関する保険契約の問題に多く携わっています。

保障内容と保険料について

新B-2（入院重点プラン）か新C-3（充実保障プラン）にご加入の場合は、65歳以降、新A-1（ベーシックプラン）、新A-2（おすすめプラン）に変更し更新してください。

プラン名			新A-1 ベーシックプラン	新A-2 おすすめプラン	就労応援プラン	新B-2 入院重点プラン	新C-3 充実保障プラン
ご加入いただける被保険者の年齢			満5歳～満74歳	満5歳～満74歳	満5歳～満74歳	満5歳～満64歳	満5歳～満64歳
万一のとき	病気やケガで死亡したとき/ケガで特定重度障害状態になったとき※1（死亡保険金/特定重度障害保険金）		10万円	10万円	10万円	50万円	120万円
万一のとき	特定疾病で死亡したとき（特定疾病死亡保険金）※2		10 万円				
病気・ケガのとき	病気やケガで入院したとき	特定疾病以外の病気・ケガで入院したとき（入院保険金）1日につき	5,000円 1回の入院につき30日限度	7,000円 1回の入院につき30日限度	7,000円 1回の入院につき30日限度	8,000円 1回の入院につき60日限度	10,000円 1回の入院につき60日限度
病気・ケガのとき	病気やケガで入院したとき	てんかんなど特定の入院（特定疾病入院保険金）※2 1日につき	3,000円 1回の入院につき30日限度				
病気・ケガのとき	病気やケガで入院したとき	入院保険金が支払われたとき（入院一時金）	10,000円				
病気・ケガのとき	病気やケガで入院したとき	1泊2日以上の入院に伴い、公的医療保険対象の手術を受けたとき ※1（手術保険金）	10,000円	20,000円	20,000円	40,000円	50,000円
病気・ケガのとき	ケガで通院したとき（傷害通院保険金）1日につき		2,000円 1回の事故につき30日限度	3,000円 1回の事故につき30日限度	3,000円 1回の事故につき30日限度	3,000円 1回の事故につき30日限度	3,000円 1回の事故につき30日限度
トラブルのとき	被害事故が生じたとき※1（権利擁護費用保険金）	弁護士に法律相談したとき（法律相談費用）	5万円 までの実費				
トラブルのとき	被害事故が生じたとき※1（権利擁護費用保険金）	弁護士に委任したとき（弁護士委任費用）	100万円 までの実費				
トラブルのとき	被害事故が生じたとき※1（権利擁護費用保険金）	弁護士に接見を依頼したとき（接見費用）	1万円 までの実費				
他人に損害を与えたとき	日常生活	東京海上日動の示談交渉サービス付き（国内の事故に限る）個人賠償責任保険金※4（一時払保険料 4,500円※3）	国内:5億円（国外:1億円）				
他人に損害を与えたとき	職業従事中	被害者見舞・治療等費用	ー（補償対象外）		1事故につき、合算して10万円 限度（自己負担額 3,000円）	ー（補償対象外）	
他人に損害を与えたとき	職業従事中	損壊財物復旧費用	ー（補償対象外）		1事故につき、合算して10万円 限度（自己負担額 3,000円）	ー（補償対象外）	
合計保険料	【月払の場合】（一か月にお支払いいただく保険料）＊ ＊初回保険料には、東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任補償の保険料相当分を一括で請求いたします。2か月目以降は、当該補償を除いた保険料相当分を分割請求いたします。		1,300円（初回保険料のみ 5,800円※3）	1,700円（初回保険料のみ 6,200円※3）	1,700円（初回保険料のみ 7,600円※5）	2,700円（初回保険料のみ 7,200円※3）	3,700円（初回保険料のみ 8,200円※3）
合計保険料	【年払の場合】（1年間にお支払いいただく保険料）		18,500円 ※3	22,500円 ※3	23,900円※5	32,500円 ※3	43,500円 ※3

必ずお読みください ご注意

- ●次の場合には、保険金のお支払い対象となりません。
  - ○責任開始日以前に発病（特定疾病を除く）、または責任開始日前に受傷したケガが原因で入院した場合。
  - ○入院の原因となった疾病（特定疾病を除く）またはケガが、責任開始日以前に発病（特定疾病を除く）または受傷していたものと、医学的に重要な因果関係にある場合。
  - ○精神疾患（例：統合失調症、うつ病、適応障害など）により入院した場合。 ○契約前から入院中である場合、または契約前に入院治療の予定が決まっている場合。
- ●保険期間内（1年間）にお支払いできる入院保険金、特定疾病入院保険金、入院一時金、手術保険金、傷害通院保険金の合計額は80万円までとなります。
- ●保険期間内（1年間）にぜんち共済でお支払いできる全ての保険金の合計額は1,000万円までとなります。
- ●詳しくは、「ご契約に際しての重要事項」「約款」をご覧ください。

※1 「特定重度障害状態」「公的医療保険対象の手術」「被害事故」についての詳細は約款をご覧ください。
※2 特定疾病とは…精神遅滞、発達障害、ダウン症、てんかんをいいます。特定疾病死亡保険金・特定疾病入院保険金は責任開始日から30日間はお支払いしません。
※3 東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任補償保険料（4,500円）は、上記の合計保険料に含まれております（月払の場合は初回保険料）。
※4 補償内容が同様の個人賠償責任保険(個人賠償責任保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)がある場合、その他ご不明な点がある場合はぜんち共済までお問い合わせください。
※5 東京海上日動の示談交渉サービス付き個人賠償責任補償（職業従事中の事故対応費用補償特約を含む）保険料（5,900円）は、上記の合計保険料に含まれております（月払の場合は初回保険料のみ）。

あなたに最適なプランは？

個人賠償責任保険金と権利擁護費用保険金はどのプランでも保険金額は同じ！入院保険金と死亡保険金と保険料によってプランを選ぼう

今後起きる、様々なトラブルに備え
心おだやかに、健やかに生活を送りたい

職業従事中の事故にも備えたい
- Yes → 万一のとき（生命の危機）がおきたときに、ぜんち共済で一番の保障で備えておきたい
- No → 健康面の不安がおおきくなってきた
  - Yes → 万一のとき（生命の危機）がおきたときに、ぜんち共済で一番の保障で備えておきたい
  - No → 突然の病気やケガのリスクにもきちんと備えたい
    - Yes → 保険料を一番重視したい
      - Yes → **新A-1プラン** リーズナブルな保険料で万一のことが起きたときに備える「ベーシックプラン」で、あんしん！
      - No → **新A-2プラン** バランスの取れた、人気プラン「おすすめプラン」で、あんしん！
    - No → **新B-2プラン** 入院への備えがバッチリの「入院重点プラン」で、あんしん！
  - No → 万一のとき（生命の危機）がおきたときに、ぜんち共済で一番の保障で備えておきたい
    - Yes → **新C-3プラン** 死亡保障までしっかり備えるぜんち共済最高の、「充実保障プラン」で、あんしん！
    - No → **就労応援プラン** 職業従事中の事故も補償で、あんしん！
- No → **就労応援プラン** 職業従事中の事故も補償で、あんしん！

保険金をお支払い**できない**主な事例

入院　入院保険金

●日帰り入院
●ご加入以前より発病していた病気や受傷していたケガ※
●ご加入以後に発病した病気や受傷したケガが、ご加入以前より発病していた病気や受傷していたケガと医学的に重要な因果関係がある場合※
●精神疾患、先天疾患など※

※精神遅滞、発達障害、ダウン症、てんかんは特定疾病入院保険金でお支払いします。
※詳細は、「重要事項説明書」、「約款」をご覧ください。

個人賠償　個人賠償責任保険金

●仕事中の事故
（例）製品を組み立てている時に落として破損させた
●親族に対する事故
（例）同居の父親の眼鏡を落として破損させた
●車の所有・使用・管理に関する事故
（例）助手席ドアを開けて隣の車のドアをへこませた

※詳細は、「重要事項説明書」、「約款」、東京海上日動の「重要事項説明書」をご覧ください。

通院　傷害通院保険金

●「急激かつ偶然な外来」の要件を満たさないケガ

急激	偶然	外来
その事故が突発的に発生し、事故からケガまで時間的な間隔がないこと	原因または結果の発生が予知できないこと	ケガの原因が体の外からの作用であること

（例）てんかん発作による頭部打撲
⇒ケガの原因であるてんかん発作は体の中の作用（病気が原因）であるため「外来」の要件を満たしていません

※詳細は、「重要事項説明書」、「約款」をご覧ください。

もしものとき、どうしたらいいの？
保険金のご請求手続き

1 保険事故の発生！（お客様）
- 突然の病気やケガで入通院
- 第三者の物を壊してしまった　など

2 請求のご連絡（お客様）
保険証券又は保険契約更新証に記載の証券番号をご確認の上、当社コールセンターへお電話ください。
Tel: 0120-322-150

3 必要書類のご案内（当社）
請求内容を詳しくお伺いし、必要書類のご案内・請求書類を郵送いたします。

4 請求書類のご返送（お客様）
請求書類にご記入・必要書類をご準備いただき、当社へご返送ください。

5 請求書類の内容確認（当社）
お送りいただいた書類を確認し、審査いたします。

6 請求書類の内容確認（当社）
審査終了後、保険金をご指定の口座にお振込みいたします。

7 支払通知の郵送（当社）
お支払手続き完了後「保険金支払通知」を郵送いたしますので内容をご確認ください。

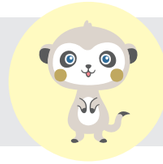

※上記は基本的なお手続きをご説明しています。お客様のご請求内容によっては、上記と異なるケースや当社から別途お願いする内容がございます。あらかじめご了承ください。
※個人賠償責任補償に係る事故の場合、原則として東京海上日動が対応いたします。

ご加入までの流れ

1 事前のご確認事項

ご加入条件

年齢・性別にかかわらず
保険料は一定

年　齢　満5歳～ 74歳まで（プランにより異なります）
ご継続の方に限り75歳～ 84歳までのプランもご用意しています。

対象の方
- 知的障害
- 発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、AD/HDなど）
- ダウン症
- てんかん
- 上記内容に当てはまる方とそのご家族、ご親族。
- 当社が認める方、及び当社が認める団体・施設・企業に所属している職員の方とそのご家族。

2 お申込みから保障の開始までの流れ

「ぜんちのあんしん保険」は**毎月20日**がお申込みの締切日。
毎月いつでもご加入いただけます。

毎月20日までに当社に申込書が届き、当社が当月末までに保険契約のお引受けを承諾した場合に翌月1日から保障（責任）が開始されます。
ただし、特定疾病死亡保険金、特定疾病入院保険金は、責任開始日から31日目以降に死亡または開始された入院が保険金のお支払いの対象となります。
保険期間は、責任開始日から1年間です。保険期間満了日までにご契約を更新しない旨の書面による通知がない場合は、ご契約は更新されたものとします。

お申込みから保障開始までのスケジュール例

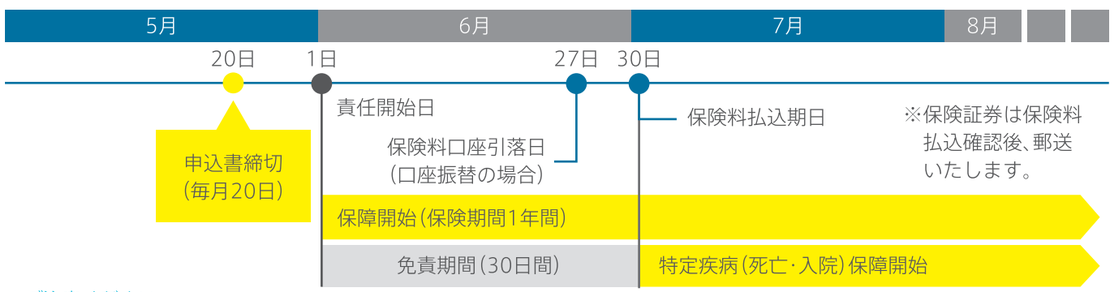

※ご注意ください
保険契約申込書を送付いただいても、保険料の払込みがない場合、契約は無効となり、保険金のお支払いはできません。

3 お申込み

1 申込書のご記入 お客様

パンフレットに記載されている保障内容等を十分ご確認いただき、
「保険契約申込書」に必要事項を黒のペンまたはボールペンでご記入ください。

ご確認ください
- □ ご加入条件を満たしていますか？（年齢、対象者）
- □ プランはお選びになりましたか？
- □ 重要事項はご確認いただけましたか？

2 ご返送 お客様

「保険契約申込書」と「記入例」を切り離し、同封の返信用封筒でご返送ください。
※お送りいただいた書類内容に万が一、不備があった場合は、すみやかにご連絡いたします。

3 保険契約の成立 当社

毎月20日当社到着が締切となり、翌月1日から保障（責任）が開始されます。

※「ぜんちのあんしん保険」は生命保険料控除の対象ではありません。当社の属する少額短期保険業については、法律により保険料が生命保険料控除の対象として認められておりませんので、「控除証明」等を発行することもできません。

4 保険料の払込みについて

口座振替の場合：保障（責任）を開始した月の
27日（休日の場合は翌営業日）に指定の金融機関口座から引き落としとなります。
振込用紙による振込：保障（責任）を開始した月の末日までに払込んでください。

お客様の喜びの声、感謝の声

息子が、**高額な物（26 万円）を破損**して困りはてていましたが、保険金をいただいて本当に助かりました。

自分の言葉で**状況説明できない子供**が、この先どんな**思いもよらないトラブル**に巻き込まれるか分からないので、このような保険はとても心強いです。

体は健康でも、**発達障害の診断**がついてからでも**入れる保険**がほとんどないのでありがたいと思った。

入院になると部屋代だけで 2 万円は超えてしまいますし、いろいろ**出費が多く**なるので助かります。もっと早くから知っていたら... と思いました。

書類の記入方法を問い合わせしたところ、**とても親切で優しい**方に対応頂き、**ぜんちに加入して良かった**なと思いました。

入院時は、通常の生活費に加え、付添いの費用も多大にかかる中、**保険金の支払いが早く**て助かりました。保険に加入している安心感で付添いの私も**穏やかに過ごせました**。

月々の**保険料が安価**で、家族も入れる保険なので**良心的**だなぁと思って申し込みました。

契約更新率

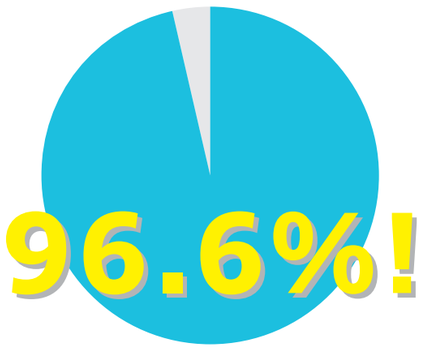

2022年度

大好評！

ぜんち共済の無料オンラインセミナー

ぜんち共済では、無料のオンラインセミナーを開催しており、多くの方がライブ参加されています。
テーマは「親なきあと」「障害年金」「きょうだい」「施設様の支援力アップ」など様々。ぜひ、ぜんち共済HPからチェックしてみてください！

よくあるご質問

Q 精神障害と知的障害がありますが、加入はできますか？

A 知的障害・発達障害・ダウン症・てんかんのいずれかがあれば、他の障害と重複してもご加入できます。

Q 手帳交付を受けていませんが保険に加入できますか？

A 障害があると診断された方であれば、手帳交付の有無にかかわらずご加入できます。なお、ご加入に際して診断書や手帳のコピー等のご提出は必要ございません。

Q 現在薬を飲んでいますが保険に加入できますか？

A 既往症があってお薬を服用されていてもご加入できます。ただし、ご加入後に発症した病気やケガが保障の対象となりますので、現在お薬を飲んで治療している病気は保障の対象外となることをご了承ください。（精神遅滞、発達障害、ダウン症、てんかんが原因で入院された場合には、ご加入以前より発症した場合でも「特定疾病入院保険金」をお支払いします。）

Q 他社の保険に加入していますが、「ぜんちのあんしん保険」に加入しても問題ありませんか？

A 問題ございません。ただし、個人賠償責任保険金や権利擁護費用保険金の各保険金に関しましては、実際の損害額を超えて複数の保険会社から保険金が支払われることはございませんのでご注意ください。

Q 保険料の支払い方法は？

A 口座振替と金融機関・コンビニでの払込み、クレジットカード払があります。
※クレジットカード払はインターネットでお申込みされた場合のみです

Q 年払ではなく、月払にしたいのですが？

A 月払でのお支払いも可能です。
その場合のお支払方法は口座振替またはクレジットカード払のみとなります。

Q 自宅での破損は対象外というのはわかるのですが、祖父母宅はどうでしょう？

A 別居しているご親族宅での事故は対象になります。

なぜこの保険料で障害者保険を運営できるの？

長年に渡り、多くの根強いぜんち共済ファンの親御様・施設様に支えていただいているおかげです。また、保険商品を 2 つに絞る等、効率的な運営を心掛けており、社員25人程度で事業を行っています。近年ではインターネットを通じての営業にも力を入れていることも理由です。これらにより、できる限りのリーズナブルな保険料の実現・手厚い保険金支払いを可能としています。

ぜんち共済ってどんな会社？

知的障害･発達障害がある方のための
専門保険会社

ぜんち共済株式会社
代表取締役社長　榎本 重秋

設立経緯

　ぜんち共済は、2000年7月に相互扶助の精神に基づいて、全国の知的障害者とその関係者の方を対象として福利厚生制度を行うために設立された全国知的障害者共済会を前身としています。
　これまで、知的障害があるが故に十分な保障が受けられなかった方々にとって大変素晴らしい共済であると多くの方から高い評価を得てまいりました。

　2006年の保険業法の改正に伴い、２万人を超える加入者の受け皿として、さらには一人でも多くの知的障害･発達障害のある方が、今後も幸せで平穏な生活を送れることを願い、「ぜんち共済株式会社」が新たな株式会社として誕生しました。

ともに助けともに生きる

　障害があっても「地域で」「社会で」普通に暮らす。万が一の備えが不十分だと、地域社会で安心して暮らせていけません。障害のあるご本人様はもとより、ご家族の皆様も日々不安でいっぱいかと思います。しかし、事故は時と場所を選ばず容赦なく襲ってきます。

　トラブルの際、ご家族の皆様だけで困難を抱えるのではなく、つながり、よりそう保険でありたい。わずかでもご家族の皆様･福祉関係者の肩の荷がおりる、そんな保険でありたいと願っています。

　ぜんち共済は「社会に必要とされる真の保険会社」を目指すとともに、誰にとっても幸せな「共生社会」の実現に向け、皆様の「安心した生活」を支える一助になることを役職員一同目指しています。

豊富な実績!!
皆様に選ばれています

　ぜんち共済は長年にわたり、たくさんの方々へ保険サービスを提供してまいりました。これからも、皆様にご満足いただくサービスを提供し続けると共に、より多くの障害を抱える方々をサポートしてまいります。

契約件数	支払人数	支払総額
56,828件	69,653人	68億9,229万6,618円
2023年3月末現在	2008年4月から2023年3月末まで（合計件数）	2008年4月から2023年3月末まで（合計件数）

いい保険なのはわかったけど、
面倒だし、今じゃなくてもいいかな…

家族状況の変化

病気や
ケガへの備え

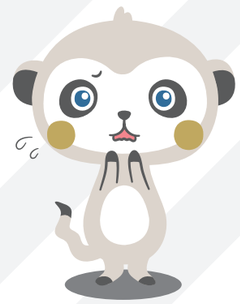

学校の卒業

就労の開始

「いざという時」はふいにやってきます

あなたやご家族を
お守りする保険です